

監査公表第18号（平成26年3月7日、県公報第3577号登載）
農林水産部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（平成25年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果の報告（平成25年11月11日25監総第573号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 3月 7日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

25農政第1618号
平成25年11月28日

福岡県監査委員 小串正伸殿
同 伊藤龍峰殿
同 行正晴實殿
同 田中正勝殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年11月11日25監総第573号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

1 指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
飯塚農林事務所	ほ場整備工事において、誤って水路工の費用を計上したため、積算過大となっていた。 (1件)	設計積算時の確認作業を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化を図るため、積算書をチェックする課内体制を整備し、再発防止に努める。 具体的には、下記のとおり取り組むものとする。 (1) チェックシートを用いて、違算防止のための留意事項のチェックを徹底する。 (2) 起工伺いの決裁とは別に、副担当者、担当係長でも積算チェックを行い、設計書に押印する。

2 注意事項に対する措置

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	<p>依頼試験の手数料として収納した現金の払い込みが、財務規則によらず遅滞していた。</p> <p>(6件)</p>	<p>今後は財務規則第52条に則り、当日に払い込みをし、適切な事務処理に努める。</p>
	<p>電話設備更新において、「需用費」として支出すべきものを、「備品購入費」として支出していた。</p> <p>(3件)</p>	<p>すでに設置している備品を維持管理目的として修繕する場合は、本来「需用費(修繕費)」として支出すべきところ、「備品購入費」と「需用費」に分けて支出していた。今後、同様の修繕の場合には、「需用費」として支出する。</p>
	<p>通勤手当で、負担状況の確認を誤ったため、支給過となっていた。</p> <p>(1件)</p>	<p>過支給額については、平成25年7月2日に返納済み。</p> <p>今後は、負担状況の確認に誤りがないよう注意するとともに、決裁時のチェックを強化する。</p>
	<p>産業廃棄物処理業務委託契約において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有しない業者と契約し、この業者を介して許可を有する業者が処分を行っていた。</p> <p>(1件)</p>	<p>今後、備品等の産業廃棄物の処分を委託する場合、事前に収集運搬・処理業許可の確認を行い、委託契約を締結し、適正に事務処理を行うように努める。</p>
	<p>劇物の管理が適正に行われていなかった。</p> <p>(2件)</p>	<p>薬品の使用時は、使用前後に管理責任者が使用量の確認を行うとともに、四半期ごとに「劇物毒物等薬品受払簿」に記載されている現在高を実測するなどして確認する。また、鍵のかかる冷蔵庫は劇物専用とし、普通物は別途保冷库に区分して保管する。</p>